

8. 事務（研究費）

津田塾大学 F D 支援費・研究支援費取扱規程

第 1 章 総則

(適用)

第 1 条 F D 支援費・研究支援費は、原則として本学の専任教員（契約専任教員及び助教を除く。）に措置されるものとする。

2 適用除外の措置については、「津田塾大学研究費取扱規程」の定めるところによる。

第 2 章 F D 支援費

(F D 支援費の概要等)

第 2 条 F D 支援費は、学生に対する教育・学習方法等改善のための事業についての経費を補助するものである。

(F D 支援費の額等)

第 3 条 F D 支援費の額は、別表第 1 に掲げるとおりとする。

2 F D 支援費の要求をするものは第 4 条各項に従って申請を行い、その申請は財務会議委員により審査される。

3 その年度の F D 支援費の採択総額が予算総枠を超える場合、採択総額が予算総枠に入るように選考および圧縮する。

(F D 支援費の要求等)

第 4 条 学生に対する教育・学習方法等改善のための事業（複数の教員により共同で行うものを含む。以下同じ。）について F D 支援費を要求しようとする者（共同の教育研究計画にあっては代表者。以下同じ。）は、所定の要求書をその前年度の予算申請締切日までに、教務課研究支援室へ提出するものとする。

2 F D 支援費は、各年度において、教員 1 人につき、個人の事業計画 1 件または共同の事業計画 1 件について要求することができる。

3 共同の事業計画については、3 人以上の教員が参加するものであっても、その代表者 1 人及びそれに準ずる者 1 人についてそれぞれ 1 件と計算するものとする。

4 F D 支援費の要求は、特別研究費と重複して行うことができる。但し、その年度の F D 支援費の採択総額が予算総枠を超える場合は、特別研究費を申請している教員の要求は措置されないものとする。

(F D 支援費により支出することができる費用)

第 5 条 F D 支援費に申請された課題は、文部科学省の私立大学経常費補助金私立大学教育研究高度化推進特別補助「教育・学習方法等の改善」補助金に申請されるものとする。よって、本研究費の使用、支出等の方法等については、文部科学省が定めるところによる。

(F D 支援費による成果の報告等)

第 6 条 F D 支援費の措置を受けた者（共同の教育研究計画にあってはその代表者）は、その措置を受けた年度の翌年度に開催される全学公開の研修会でその成果の発表を行わなければならない。また、研究成果の報告書の提出、及び本学のホームページにて外部公開のための成果物を発表することができる。

8. 事務（研究費）

（支出要求手続き）

第7条 支出要求手続きに関する「津田塾大学研究費取扱規程」第6条、第7条、第9条及び第10条の規定は、FD支援費についても準用する。

第6章 研究支援費

（研究支援費の概要等）

第8条 研究支援費は、前年度の研究活動実績に基づき支給されるものとし、取扱いは教員研究費の増額支給とみなす。

（研究支援費の額等）

第9条 研究支援費の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

（研究支援費の要求等）

第10条 前年度の研究活動について研究支援費を要求しようとする者は、所定の要求書を期日までに教務課研究支援室へ提出するものとする。

（支払い方法）

第11条 研究支援費は、6月の給与と併せて各教員の口座に仮払いされる。

（支出要求手続き）

第12条 研究支援費として仮払いされた資金は、「津田塾大学研究費取扱規程」第2章 教員研究費の増額支給とみなし、各種手続及び支出することができる費用は教員研究費と同一とする。

第7章 雑則

（事務）

第13条 FD支援費・研究支援費の事務は、教務課研究支援室で取り扱うものとする。

附則（2006年11月1日）

1. この規程は、平成19年（2007年）4月1日から施行する。
2. この規程は、平成19年（2007年）4月1日から平成22年（2010年）3月31日に限定し施行する。
3. 津田塾大学研究支援費取扱規程は、平成19年（2007年）3月31日に廃止する。

8. 事務（研究費）

津田塾大学 F D 支援費・研究支援費取扱別表

別表第 1 F D 支援費の額（第 3 条）

個人の事業計画に係るもの 25 万円を限度とする。
共同の事業計画に係るもの 50 万円を限度とする。

別表第 2 研究支援費の額（第 9 条）

学術研究論文のうち以下に掲載された場合、 学会誌・国際学会議事録	3 万円 / 1 人
但し、各年度ごと 1 回のみ支給とする	
ゲストスピーカーとして学会にて発表した場合 国内にて開催された学会	3 万円 / 1 人
海外にて開催された国際学会	8 万円 / 1 人
但し、いずれか一方のみを各年度ごと 1 回のみ支給とする	
特別研究学生の受入	3 万円 / 1 人
日本学術振興会特別研究員（PD）の受入	3 万円 / 1 人
受託研究、民間との共同研究	3 万円 / 1 人